

兵庫県消費者教育推進計画「ひょうご“消費者力”アッププラン」(H30～32年度)の概要

I 改定の趣旨・ポイント

＜現行計画＞平成27年3月策定（計画期間：平成27～29年度）

【改定趣旨】社会状況の変化等を踏まえ、現在の推進計画の基本的な考え方を継承しつつ、新たな課題に対応

【ポイント】計画期間中に重点的に取り組む項目を定め、目標の実現をめざす

【位置づけ】消費者教育推進法（平成24年施行）に基づき、国の基本方針を踏まえて策定

【計画期間】平成30年度～32年度

II 消費者教育をめぐる現状と課題

【消費者を取り巻く状況】

①高齢化の進行

高齢者の一人暮らしや高齢者のみ世帯の増加⇒消費者トラブルに巻き込まれる可能性の増加

②インターネット社会の進展

スマートフォンの普及によるインターネットの利用拡大、SNSの普及による情報の拡散やコミュニケーション方法の変化⇒消費行動にも影響

③成年年齢引き下げの動き

成年年齢を18歳に引き下げる民法改正の動き⇒未成年者契約の取消しができなくなる18～19歳の若者の消費者被害が拡大する恐れ

④社会や環境を意識した消費行動への要請

深刻化する環境問題・社会問題等への対応⇒人や社会・環境に配慮した消費行動が必要

⑤兵庫県の消費生活相談の状況

60歳以上の相談が全体の1/3以上、若者から高齢者までインターネット関連の苦情が上位

課題・高齢者の消費者トラブル未然防止のための啓発や見守り強化
・成年年齢引き下げの動きへの対応

【消費者の意識】（県民モニターアンケート調査、大学生の消費者意識実態調査）

□消費者トラブルに対する関心は低い

・トラブルがあれば消費生活センターに相談する（モニター29%、大学生5%）
・消費者被害に関する報道等に関心をもっている（モニター29%、大学生6%）

□社会や環境に配慮した行動への心げは少ない

[モニター多・大学生多] 食品ロスをなくす（モニター53%、大学生36%）
[モニター多・大学生少] 地産地消の商品購入（モニター47%、大学生10%）
環境に配慮した商品の購入（モニター43%、大学生18%）
[モニター少・大学生少] フェアトレード商品の購入（モニター9%、大学生5%）
寄付付き商品の購入（モニター4%、大学生3%）

課題・相談することの意義や、センターの役割についての更なる周知
・消費行動が与える影響の周知と、人や社会や環境に配慮した実際の消費行動につなげるための機運の醸成

【学校における消費者教育】

□消費者教育充実のために必要なこと：小学校・特別支援学校「教材の作成・配付」、中学校「実践事例の紹介」、高校「最新情報の提供」
□消費者教育に関する研修を受講しない理由：「他の業務で忙しい」「研修の機会がない」

課題 外部講師の活用、研修機会の充実など、学校・教員への支援

【市町における消費者教育】

□すべての市町で何らかの取組はしているが、内容はかなり差がある
□推進する上での課題は「マンパワーの確保」「教育委員会との連携」

課題 県内のどこに住んでいても消費者教育が受けられる体制の確保

III 消費者教育の推進に向けめざすべき方向

目標(変更なし)

生きる力を育み、自ら考え行動する自立した消費者、さらには、積極的に社会に参画・協働する消費者の育成

基本方針(変更なし)

参加・体験型による実践力の養成を中心とした
○ライフステージ等に応じた総合的・体系的な消費者教育の推進

参画と協働による

○多様な関係機関・団体とのネットワークの強化
○消費者が主体となった安全・安心な地域づくりの推進



(新)重点取組項目

1 成年年齢引下げ等に伴う若年者への消費者教育の強化

現在20代の若者が遭っている消費者トラブルが低年齢層に拡大し、深刻化する恐れがあることから、若年者への取組を強化

到達目標	現状(H28)	目標(H32)
消費者トラブルへの対応や消費者問題に関心のある高校生・大学生の割合	6%未満	30%
くらしのヤングクリエイター活動認定証交付数	130人	200人(累計)
総合センターが実施する教員向け研修の開催回数	4回/年	8回/年

2 消費者被害に遭いやすい高齢者・障害者や周囲への消費者教育の強化

高齢者・障害者や、家族など周囲の人への消費者教育を強化し、不審に思ったときは、すぐに消費生活センターに相談するよう意識づけるとともに、県民一人一人が見守り者となる仕組みを形成

到達目標	現状(H28)	目標(H32)
消費者トラブルで既に支払いをしている人の割合	19%	15%
くらしの安全安心推進員による啓発活動数	588回/年	1,000回/年
最新の手法や対処法を掲載した事例集等の配布数	1万部	3万部(累計)

3 社会や環境を意識した消費行動の醸成

消費行動が経済だけでなく社会や環境に影響を与えることを理解し、人や社会・環境に配慮した消費行動（倫理的消費）の普及に向けた消費者教育を推進

到達目標	現状	目標(H32)
倫理的消費を意識した行動をしている県民割合	—	60%
倫理的消費に取り組む団体等と協働で取り組んだ事業数	—	50回(累計)
県による倫理的消費や消費者志向経営に関する情報発信数	—	20回/年

＜(新)重点取組項目を推進するための消費生活総合センターの機能充実＞

「消費者教育に関する情報の収集・発信や参加体験型による学習支援を強化するためのスペースの拡充」、「団体・グループ、NPOなど多様な主体が自主的な活動や交流に使うための場の整備」を行い、消費者教育や消費生活に関連の深い分野で活動している多様な主体と連携・協働した取組を実施

(拡)推進にあたって

【推進体制】

○兵庫県安全安心な消費生活推進本部による全県的な推進

◎消費生活総合センター(現：生活科学総合センター)を全県の消費者教育の中核拠点として位置づけ

※平成30年4月より、県が担う消費者被害の防止・救済機能を高度化・専門化するため、地域消費生活センターの相談機能を集約するとともに、消費生活に関する活動を行う団体・グループ等の拠点として整備

○県民局・県民センターで活動団体の支援や消費者学習・啓発を実施

【各主体との役割分担と連携】

○県と市町との役割分担による消費者教育の推進

○消費生活部局と教育委員会の連携による学校での消費者教育の推進

○多様な主体との連携による推進強化

推進方向と主な取組

1 あらゆる年代や様々な場で展開される多様な消費者教育の推進

＜今後の方向＞

・成年年齢引下げ等に伴う若年者への消費者教育の強化
・消費者被害に遭いやすい高齢者・障害者や周囲への消費者教育の強化
・幼少期からの消費者教育の展開
・あらゆる世代の情報リテラシー、金融リテラシーの強化

□くらしのヤングクリエイター(大学生)による消費者教育
□高齢者等被害防止ネットワークによる見守り
□高齢者向け消費者トラブル事例集の作成・配付

2 消費者教育の担い手の育成・活用

＜今後の方向＞

・消費者教育の担い手となる教員への研修機会の充実
・専門的知識を有する外部講師の活用
・若者の消費者リーダーの育成及び活動支援
・消費者教育推進員等による団体の活動促進

□高等学校における消費者教育モデル授業の事例集作成
□大学生による小中学生向け出前講座

3 多様な主体の参画と協働による推進

＜今後の方向＞

・社会や環境を意識した消費行動の醸成
・消費者行政と教育委員会との連携強化
・消費者教育に取り組む団体等への活動支援の強化

□ひょうご消費生活三者会議によるワークショップ開催
□消費者団体等との協働による啓発

4 効果的な情報収集・発信

＜今後の方向＞

・消費者被害の最新情報や倫理的消費等に関する情報の定期的な発信
・消費者被害の未然防止・拡大防止を意識した消費生活センターの活用周知

□小・中・高校、特別支援学校へのメール情報発信
□ツイッターによる消費生活情報の発信